

四万十市告示第28号

四万十市地域猫活動推進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月21日

四万十市長 中 平 正 宏



四万十市地域猫活動推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市補助金等交付規則（平成17年四万十市規則第35号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、四万十市地域猫活動推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び高知県動物の愛護及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第4号）の動物愛護の趣旨に基づき、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、公衆衛生の向上、動物愛護及び管理について理解を深め、人と動物の調和のとれた共生社会を実現していくことを目的として、地区等が行う地域猫活動において飼い主のいない猫の不妊去勢手術等の費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 四万十市内に生息する猫のうち所有者又は占有者（動物の飼育又は保管をするもの）のいない猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術等 メス猫に対する卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術、オス猫に対する睾丸摘出手術並びに手術済みであることを示すための耳先端部分へのV字カットを実施することをいう。
- (3) 地域猫活動団体 四万十市内の地区会等の地域自治組織又は地域猫活動が行われる地域内住民を代表とする3人以上で構成され、地域猫活動を行う団体。ただし、市が観光地等の住居区域外での活動を認める場合は、当該地域外住民で構成された団体も差し支えない。
- (4) 地域猫活動 地域猫活動団体が、地域に住む住民の十分な理解の下、飼い主のいない猫の不妊去勢手術等を行い、給餌・給水、給餌・給水場及びトイレの設置、清掃等衛生管理、猫の遺棄対策等を実施することで、人と動物の調和のとれた共生社会を目指す一連の活動をいう。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、地域猫活動団体とする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域猫活動団体を支援するために行う、飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術等に要する経費への補助事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、前条に規定する補助対象事業における飼い主のいない猫の不妊去勢手術等に要する経費とする。

(補助限度額)

第7条 市長は、補助事業者が行う不妊去勢手術等に要する費用で、飼い主のいないメス猫1頭につき12,000円、オス猫1頭につき8,000円を限度とし、予算の範囲内において交付する。

(交付申請)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が別に定める期日までに、四万十市地域猫活動推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市

長に提出しなければならない。

- (1) 地域猫活動スケジュール（様式第1号別紙）
- (2) 猫の生息地又は生息状況が分かる地図
- (3) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定及び通知）

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、四万十市地域猫活動推進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めたときは四万十市地域猫活動推進事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（交付条件）

第10条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助対象事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (2) 第2条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年四万十市規則第7号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないこと。
- (4) 四万十市内の地区会等の地域自治組織以外からの申請の場合は、その代表者が市税を滞納していないこと。

（変更承認等）

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ四万十市地域猫活動推進事業費補助金変更申請書（様式第4号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容等を変更、中止、又は廃止しようとする場合。ただし、軽微な変更（補助事業に要する経費の20パーセント以内の変更、もしくは補助事業の内容の変更を伴わず、かつ、補助金交付決定額の20パーセント以内の減額変更）をしようとする場合は、この限りでない。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定後、四万十市地域猫活動推進事業費補助金変更決定通知書（様式第5号）により当該申請をした補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、四万十市地域猫活動推進事業費補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 地域猫活動計画実施状況報告書（様式第7号）
- (2) 不妊去勢手術等の費用が記載された領収書及び耳の先端をV字カットしたことが確認できる書類（領収の明細等又はV字カット実施済みの顔写真）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受け、その内容を審査し適当と認めたときは、補助額を確定し、四万十市地域猫活動推進事業費補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知する。ただし、算出された補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとする。

（交付請求及び交付）

第14条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、四万十市地域猫活動推進事業費補助金交付請求書（様式第9号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第15条 規則第17条に基づき補助金の交付を取消した場合において、市長は当該取消しの部分に関し既に補助金を交付しているときは、四万十市地域猫活動推進事業費補助金等返還命令書(様式第10号)により期限を定めて、その返還を命じるものとする。補助金の確定後、既にその額を超える補助金を交付しているときも同様とする。

(情報の開示)

第16条 この補助事業に関して四万十市情報公開条例(平成17年四万十市条例第13号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第9条の規定による非開示項目以外の情報は、原則として開示するものとする。

(報告及び調査)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。補助事業者は、市長の求めに応じなければならない。

(委任)

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

四万十市長 様

四万十市地域猫活動推進事業費補助金交付申請書

1 地域猫活動団体

団 体 名（地区名）			
住 所			
フリガナ			
代 表 者 名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
TEL			
団体の構成	☐ 地区会等の地域自治組織 ☐ 地域猫活動が行われる地域内住民を代表とする3人以上の団体 ☐ その他（ ）		

2 地域猫活動を行う地域及び計画頭数

活 動 地 域	計 画 頭 数	
	メ ス	オ ス
	頭	頭

※ 地域猫の生息地、生息状況が分かる地図を添付してください。

※ 猫の頭数、性別に誤りがないよう調査のうえ計画を策定してください。

3 地域猫活動スケジュール

別紙「地域猫活動スケジュール」のとおり

4 特記事項

私は、次に掲げる事項を誓約します。

- (1) 排除措置対象者ではないことを誓約します。また、私が、排除措置対象者でないことを確認するために中村警察署に照会することを承諾します。
- (2) 四万十市地域猫活動推進事業費補助金交付要綱第10条第4号に規定する市税の納付状況を市が確認することに同意します。
- (3) 手術により生じた問題について、市は責任を負いません。
- (4) 手術を行った診療施設等に必要な事項を市が確認することについて同意します。
- (5) 申請者の住所が四万十市に有ることを住民基本台帳等で市が確認することに同意します。
- (6) 申請者は、飼育管理する飼い主のいない猫について、手術後元の場所に戻し、トイレの設置、餌の適正な管理等、周辺環境の美化を図るとともに、近隣住民の理解を得るよう努めることに同意します。

地域猫活動スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域住民との合意形成	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
猫の頭数、生息地域の調査	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
不妊去勢手術等の実施の周知	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
不妊去勢手術等の実施 (手術実施予定頭数)	☐ 頭	☐ 頭	☐ 頭	☐ 頭	☐ 頭	☐ 頭	☐ 頭	☐ 頭	☐ 頭	☐ 頭	☐ 頭	☐ 頭
その他の取組 ()	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

手術後の見守り活動

次年度以降の活動

年 月 日

様

四万十市長



四万十市地域猫活動推進事業費補助金交付決定通知書

四万十市地域猫活動推進事業費補助金については、次のとおり交付決定したので、四万十市地域猫活動推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

1 交付決定金額 円

2 特記要件

- (1) 補助事業者が排除措置対象者に該当していることが判明した場合は、直ちに交付の決定を取り消しますのでご注意ください。
- (2) 地域猫活動団体は、地域に住む住民の十分な理解の下、飼い主のいない猫に不妊去勢手術等を行い、給餌・給水、給餌・給水場及びトイレの設置、清掃等衛生管理、猫の遺棄対策等を実施することで、人と動物の調和のとれた共生社会を目指すよう努めること。

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

様

四万十市長



四万十市地域猫活動推進事業費補助金不交付決定通知書

四万十市地域猫活動推進事業費補助金については、次のとおり交付しないことに決定したので、
四万十市地域猫活動推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

理由：

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

四万十市長 様

住 所

団体名（地区名）

氏 名

電 話

四万十市地域猫活動推進事業費補助金変更申請書

年 月 日付け 四 第 号で交付決定のありました四万十市地域猫活動推進事業費補助金事業の内容を変更したいので、四万十市地域猫活動推進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金額

既交付決定額	変更後の申請額	差引き増減額
円	円	円

2 変更後の計画頭数

メス	オス
頭	頭

3 変更の理由

様式第 5 号(第11条関係)

年 月 日

四万十市地域猫活動推進事業費補助金変更決定通知書

様

四万十市長



年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付については、四万十市地域猫活動推進事業費補助金要綱第11条第2項の規定により、次のとおり変更したので通知します。

補 助 年 度	年度	補助事業等の名称	
補助事業等の変更の内容			
変更後の交付決定金額	円		
変 更 の 理 由			

年 月 日

四万十市長 様

住 所

団体名（地区名）

氏 名

電 話

四万十市地域猫活動推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 四環第 号で補助金の交付決定のあった事業が完了しましたので、
四万十市地域猫活動推進事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金（変更）交付決定額 金 円

2 補助金実績額 金 円

3 添付書類

(1) 地域猫活動計画実施状況報告書（第7号様式）

(2) 不妊去勢手術等の費用が記載された領収書及び耳の先端をV字カットしたことが確認できる書類等（領収の明細、内訳等又はV字カット実施済みの顔写真）

地域猫活動計画実施状況報告書

1 不妊去勢手術等実施状況

	オス	メス	不明
計画頭数 (A)	頭	頭	頭
手術を行った頭数 (B)	頭	頭	頭
申請後に外部から流入した猫の頭数 (C)	頭	頭	頭
手術未実施頭数 (A)-(B)+(C)	頭	頭	頭

2 活動に対する反応

	実施前	実施中	実施後
地域の反応	☐ 肯定的 ☐ やや肯定的 ☐ どちらでもない ☐ やや否定的 ☐ 否定的	☐ 肯定的 ☐ やや肯定的 ☐ どちらでもない ☐ やや否定的 ☐ 否定的	☐ 肯定的 ☐ やや肯定的 ☐ どちらでもない ☐ やや否定的 ☐ 否定的
活動団体 以外の協力者	☐ 得られた () ☐ 得られなかった		
活動への苦情	☐ 受けた () ☐ 受けなかった		

3 次年度の活動計画

手術実施 予定頭数	オス	メス	不明
	頭	頭	頭
その他の活動			

4 活動において発生した課題

5 その他

様式第 8 号 (第 13 条関係)

年 月 日

様

四万十市長



四万十市地域猫活動推進事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました四万十市地域猫活動推進事業費補助金について、四万十市地域猫活動推進事業費補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

様式第9号（第14条関係）

年 月 日

四万十市地域猫活動推進事業費補助金交付請求書

四万十市長 様

申請者 住 所
団体名（地区名）
氏 名
連絡先

四万十市地域猫活動推進事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補助金等交付決定年月日	年 月 日	交付決定 文書番号	四 第 号									
補 助 年 度	年度	補助事業 等の名称										
補助金等の交付決定金額	円											
補助金等の交付確定金額	円											
補助金等の既交付金額	円											
交 付 請 求 金 額	円											
未 交 付 金 額	円											
振 込 先	銀行・信金 信組・農協 労金					本店 支店・支所 出張所						
	預金種別	普通・当座		口座番号								
	フリガナ											
	口座名義											

様式第 10 号(第 15 条関係)

令和 年 月 日

四万十市地域猫活動推進事業費補助金等返還命令書

様

四万十市長



四万十市地域猫活動推進事業費補助金交付要綱第 15 条の規定により、次のとおり返還を命じます。

返 還 金 額	円		
返 還 期 限	年 月 日まで		
返 還 理 由			
返 還 方 法			
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日	交 付 決 定 文 書 番 号	
補 助 年 度	年度	補 助 事 業 等 の 名 称	
交 付 決 定 金 額			
既 交 付 金 額			
交 付 確 定 金 額			